

豊中市女性活躍、働き方改革推進事業に関する仕様書

業務名称 豊中市女性活躍、働き方改革推進事業

履行期間 契約締結日から令和4年（2022年）3月31日（木）までとする。

1. 業務の概要

（1）業務の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている女性の就労継続や就労促進のため、事業所の経営者、管理職、女性社員を対象としたセミナーなど（以下「セミナー」という。）を専門的なノウハウを有する民間事業者へ委託して実施することにより、雇用の受け皿である市内事業所の多数をしめる中小企業経営者に対する女性活躍、多様な働き方、ワーク・ライフ・バランス推進の必要性及び有効性の理解を促進することで、ポストコロナを乗り切る生産性の高い事業所への変容を図ります。

（2）委託内容

- ①セミナーの企画に係る業務
- ②セミナー内容の構成及びテキスト作成
- ③講師の手配（講師謝金及び旅費を含む）
- ④周知啓発用チラシデータの作成
※印刷及び公共施設への配架依頼は市が実施する予定
- ⑤その他セミナーの企画に係る業務

（3）セミナー等の概要

①対象者

豊中市内事業所の経営者、管理職、女性社員

②実施期間

契約締結日から令和4年（2022年）3月31日（木）まで

③内容

A～Dの実施を必須とする。B及びCについては、連続セミナーとして、3回以上実施すること

A【事業所キックオフイベント】（オンラインを活用）

本事業のスタートにあたり、市内事業所の経営者を対象に、事業の目的等を効果的に周知する機会とする。あわせて、女性活躍推進への関心を高めるとともに、イクボス宣言や働き方改革が企業にとってメリットがあることを発信する。

B【女性活躍推進等のための連続セミナー（経営者・管理職対象）】

経営者・管理職を対象に、「女性活躍推進」「人材不足解消」「働き方改革」「ワーク・ライフ・バランス」「イクボス育成」について連続セミナーを開催し継続的に学ぶ。

- ・社内において責任ある立場にある女性の創出・育成による生産性の向上を図る。
- ・テレワークや短時間正社員制度など、女性の雇用推進につながる取組実施の検討
- ・異業種間のネットワークを形成し、取組みの水平的展開をめざす。

C【女性活躍推進等のための連続セミナー（女性社員対象）】

女性社員対象に、連続セミナーを開催し継続的に学ぶ。

- ・女性社員どうしのネットワークの形成を図る。
- ・モチベーション向上、ノウハウの共有を図る。
- ・女性のキャリア継続・管理職登用に対する意識等をロールモデル等に学び、女性活躍推進を図る。

※各連続セミナーの情報交換・交流の場を設けることで、双方の意識や取組みの共有を図る。

D【事業報告会】

上記キックオフイベント、各連続セミナーをふまえ、報告会を実施し、理解の進化、定着を図る。

- ・上記事業参加者からのフィードバック、実践の結果報告を行う。
- ・それぞれのネットワーク参加による学びや共有したことを発表する。

④講師の手配

セミナーを実施するにあたり、その目的を達成するのに十分な実績と能力を兼ね備えた講師をセミナー毎に1人以上を手配すること。

⑤テキスト

セミナーで使用するテキストは、必要な内容を全て盛りこまれたものを準備すること。配布用のテキスト・資料については、A4判の白黒印刷に限り、事前に調整のうえ市で配布分を準備することも可能。また、上記内容を具備したものであれば、既存のテキストを使用しても差し支えないが、いずれの場合にあっても、受講者がわかりやすいものとなるよう図、グラフ、イラスト等に工夫を凝らしたものとし、事前に人権政策課に提出のうえ承認を得ること。

⑥その他

- ・セミナー実施の検収を行うため、各セミナーが適正に実施されたことがわかる講師の署名又は押印がなされた資料を作成し、各セミナー終了後、人権政策課へ提出すること。
- ・各セミナーのチラシのデータを作成すること。印刷、公共施設への配架依頼などは市が実施する。

(4) 個人情報の取扱い等

- ①個人情報を取り扱うときは、「個人情報取扱特記事項」を守ること。なお、個人情報保護の観点から受注者は、『誓約書』を提出すること。
- ②本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については本市に帰属する。
- ③事業の再委託は原則禁止することとし、必要がある場合は市と協議するものとする。
- ④その他、事業の実施に際しては市の指示に従うこと。

(5) その他

その他、上記（1）～（4）によりがたい状況が発生した場合には、豊中市と受注者は速やかに協議するものとする。

(別記)

特記仕様書

I 妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、豊中市への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- (2) 報告・届出は、速やかに、豊中市に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届出するものとする。ただし、急を要し、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書を各々提出するものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。

II 個人情報取扱特記事項（*該当する契約の場合のみ）

（基本的事項）

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により豊中市に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により豊中市に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

（秘密の保持）

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（教育の実施）

第5 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（再委託）

第6 受注者は、豊中市の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

2 豊中市は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、豊中市に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおりとする。

- (1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定並びにその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- (3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用
- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

(収集の制限)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 受注者は、豊中市の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は豊中市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11 受注者は、豊中市の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために豊中市から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、豊中市から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに豊中市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、豊中市が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第13 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査)

第14 豊中市は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第16 豊中市は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより豊中市が損害を被った場合には、豊中市にその損害を賠償しなければならない。